

行 政 編

第2部 地震災害対策部

第1章 地震（突発性）災害の概要

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、資料編「東海地震に関する事前対策計画」をもって充てる。

第1節 想定地震

第1 想定地震

山梨県で想定調査を行った地震のうち、韮崎市に大きな被害を及ぼす地震としては、次の地震が想定される。

- ①南海トラフを震源とする地震
- ②首都直下型地震 M7クラス（立川市直下地震）
- ③活断層による地震
 - ・糸魚川―静岡構造線断層帯（中南部区間・南部区間）
 - ・曾根丘陵断層帯

1 海溝型

南海トラフを震源とする地震

南海トラフ地震は、南海トラフ（駿河湾から日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する区域）沿いのプレート境界を震源とする地震で概ね100～150年間隔で発生し、発生間隔や震源域の広がり方に多様性があるので正確に予測するのは困難である。最後の地震から70年以上が経過しており、次の大規模地震の切迫性が高まっている。

内閣府は平成26年3月「南海トラフ地震防災対策推進地域」として全国707市町村を指定した。県内では、丹波山村及び小菅村を除くすべての市町村が指定された。これにより、本部第5章のとおり南海トラフ地震防災対策推進計画を策定した。（今回想定調査は南海トラフ地震のうち東側ケース）

首都直下地震（M7クラス・立川市直下）相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震

2 活断層による地震

・糸魚川―静岡構造線断層帯（南部区間・中南部区間）※南部区間は前回想定での「釜無川断層」にあたる。中南部区間は30年間の発生確率が南部区間よりも高い。

山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震

- ・曾根丘陵断層帯 前回調査「曾根丘陵断層」主要活断層態の一つ。

第2節 被害想定

内閣府は平成24年に今後30年以内の発生確率が70%～80%とされる南海トラフの巨大地震の被害想定を示し、加えて、未曾有な被害をもたらした東日本大震災（平成23年（2011年））のほか熊本地震（平成28年（2016年））など全国で発生した大規模な地震により、地震被害に関する様々な知見が得られている。

こうした中、県では、平成8年（1996年）の被害想定調査から約25年が経過したことを鑑み、新たな被害想定調査を実施し、令和5年（2023年）に「山梨県地震被害想定調査結果」を発表した。

第1 想定地震の概要等

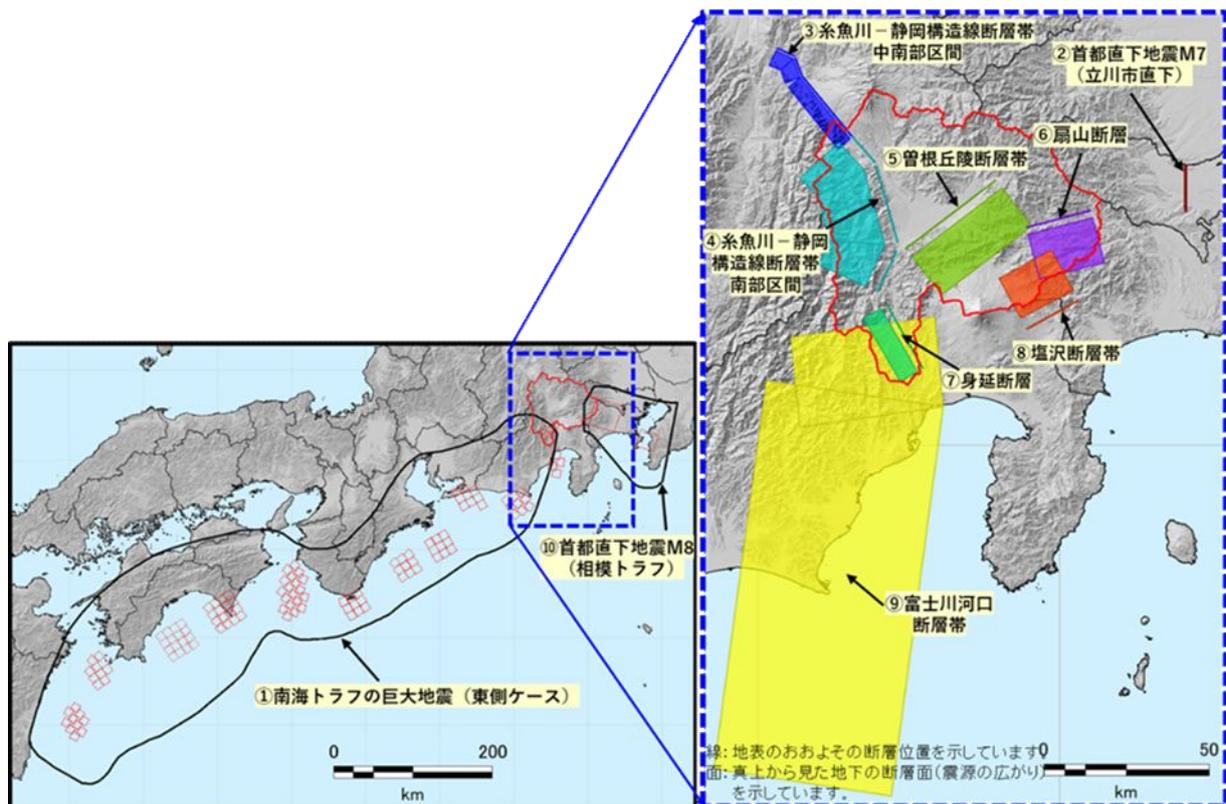
想定地震の概要は次のとおりである。

1 想定地震

想定地震	タイプ	地震規模	30年間発生確率
①南海トラフの巨大地震（東側ケース）	海溝型	M9クラス（Mw9.0）	70～80%
②首都直下地震（M7クラス立川市直下）	海溝型	M7クラス（Mw7.3）	70%程度
③糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間	活断層型	M7.4（Mw6.8）	0.9～8%
④糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間	活断層型	M7.6（Mw7.0）	ほぼ0～0.1%
⑤曽根丘陵断層帯	活断層型	M7.3（Mw6.8）	1%

M：地震の規模はマグニチュード（Magnitude）と表現されます。

Mw：ずれの規模（面積や量）で計算される値はマグニチュードモーメントと表現されます。



出典：山梨県地震被害想定調査結果

県調査対象の地震↑図の内、韮崎市に影響の大きい①、②、③、④、⑤を対象とした。

第2 地震動の予測結果

各想定地震に対する地震動結果として、別紙（図1～図3）に山梨県全域及び韮崎市周辺の地表震度分布図及び液状化危険度を示した。以下想定地震の予測結果の概要。

- ・南海トラフの巨大地震（東側ケース） 震源域から離れた山地部を除き、県全体で概ね震度5強以上の揺れが想定される。震源に近い県中西部や甲府盆地等の特に揺れやすい地盤の一部地域においては最大震度7の揺れが想定される。韮崎市では最大震度6強と予測される。
- ・首都直下地震M7（立川市直下） 震源断層に近い県東部及び富士五湖地域の揺れが比較的大きく、富士五湖地域の一部地域で最大震度6強の揺れが想定される。韮崎市では最大震度5弱と予測される。
- ・糸魚川―静岡構造線断層帯中南部区間 震源断層に近い北杜市の北西部で震度6強～震度7の揺れが想定される。韮崎市では最大震度5強と予測される。
- ・糸魚川―静岡構造線断層帯南部区間 震源断層周辺の広範囲で震度6弱以上の揺れが想定され、一部で震度6強と震度7となる。韮崎市では最大震度7と予測される。
- ・曾根丘陵断層帯 甲府市を中心に甲府盆地に震度7領域が広く分布される想定される。韮崎市への影響は最大震度5強と想定される。韮崎市では最大震度6強と予測される。

液状化危険度の予測結果 別紙（図3及び図8）

- ・南海トラフの巨大地震（東側ケース） 甲府盆地に液状化危険度の高い地域が広く分布しており、韮崎市では図3のとおり釜無川西側に、やや危険度が高いもしくは高いと予測された部分が分布している。
- ・首都直下型地震M7（立川市直下） なし、又は全体的に極めて低い～低い。
- ・糸魚川―静岡構造線断層帯中南部区間 なし、又は全体的に極めて低い～低い。
- ・糸魚川―静岡構造線断層帯南部区間 一部危険度が高い地域が分布している。

第3 想定結果に基づく本市の取り組み

県地震被害想定調査結果により、本市に最も被害をもたらすとされる地震は「糸魚川―静岡構造線断層帯南部区間」による地震で、市の大部分で震度6弱以上の大きな地震による揺れが想定されており、この地震が発生した場合には軽症者314名、重傷者123名、死者は69名の被害が発生するものとされている。被害を少しでも軽減するために、市は、住居耐震化の必要性の周知徹底、火災の延焼を食い止めるための消防力の強化等に努めるものとする。

また、地震発生後の停電、断水に備え、備蓄物資需要量予測等を参考に日頃から物資の見直しや資機材等の備蓄を行うとともに、家庭、職場での備蓄を行うよう広報に努める。

●調査結果の留意点

- ・調査結果はあくまで予測（目安）であり、実際の発災時には地震動をはじめ被害の状況は想定と異なることも予想される。
- ・想定地震の震源や規模についてはあくまでも想定であり、想定通りの地震が必ずしも発生するとは限らない。
- ・想定地震以外にも、甚大な被害を及ぼす地震が発生する可能性があるという認識をもつ必要がある。
- ・被害想定は、地震動、建物データ、予測手法など、さまざまな要素を掛け合わせた結果である。条件が少しでも変わると被害は変化するものである。

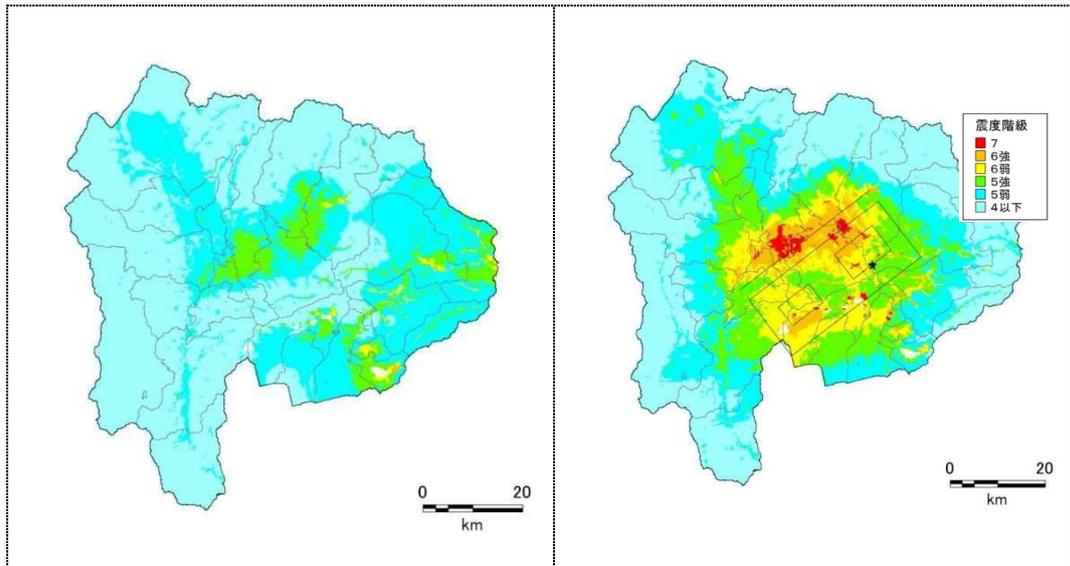


図4 地表震度分布
首都直下地震（立川市直下）

図5 地表震度分布
曾根丘陵断層帯

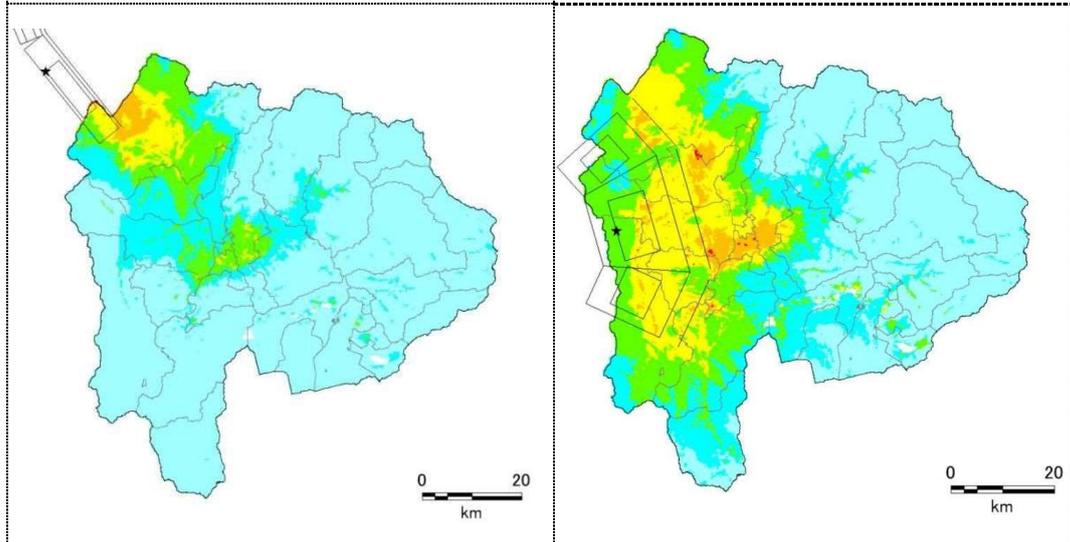


図6 地表震度分布
糸魚川—静岡構造線 中南部区間ケース2

図7 地表震度分布
糸魚川—静岡構造線 南部区間ケース2

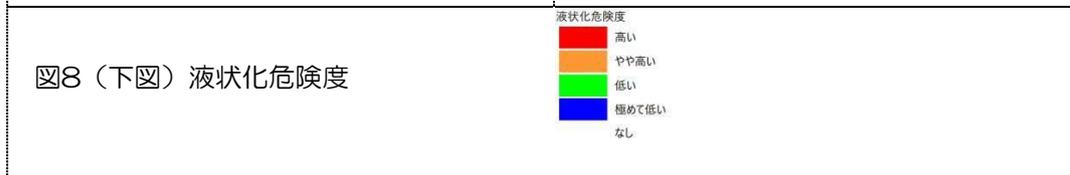
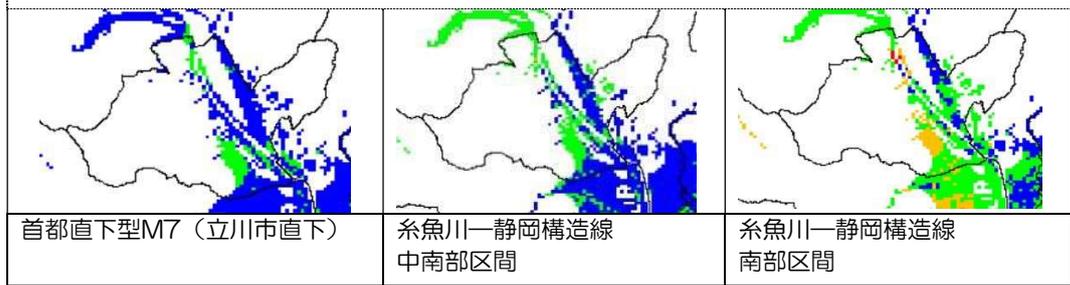


図8（下図）液状化危険度



首都直下型M7（立川市直下）

糸魚川—静岡構造線
中南部区間

糸魚川—静岡構造線
南部区間

図 出典：山梨県地震被害想定調査結果

前提条件

- (1) 本県を250mメッシュを基本とし、甲府盆地周辺は50mメッシュに区切り想定
- (2) 項目毎に別条件で想定

①人的被害：宅内にいるため被害が最大となる 冬 5時

②建物被害：火災が多く発生し被害が最大となる 冬18時

そのほかの項目でも被害が最大となる場合を条件としている。

※合計欄が各項目合計に一致しないケースは、予測結果の計算過程での四捨五入によるものであり、県による公表数値を使用している。

本市における想定結果は、次のとおりである。

1 人的被害 (冬：朝5時発生)

対象地震	死者	負傷者	うち重傷者	要救助者数
①南海トラフ(東側ケース)	6	62	9	36
②首都直下地震M7(立川直下)	0	0	0	0
③糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	9	73	12	49
④糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	69	437	123	454

(数値の表示方法)：「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

④糸魚川静岡構造線断層帯南部区間は被害想定が3ケースあり、被害が最大になるケースを採用している。曾根丘陵断層帯は、発生確率、想定被害ともに④を下回るため予測結果は省略。

2 避難者数 (冬：朝5時発生)

対象地震	1日後			1週間後			1カ月後		
	避難者数			避難者数			避難者数		
		避難所内	避難所外		避難所内	避難所外		避難所内	避難所外
南海トラフ(東側ケース)	476	286	190	1,780	890	890	638	191	447
首都直下地震M7(立川直下)	16	9	6	23	12	12	16	5	11
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	537	322	215	574	287	287	537	161	376
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	4,408	2,645	1,763	6,450	3,225	3,225	4,408	1,322	3,085

3 備蓄物資需要量予測 8品目

食料(食)

育児用粉ミルク(グラム)

対象地震	食料(食)			対象地震	育児用粉ミルク(グラム)		
	1日後	1週間後	1カ月後		1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ(東側ケース)	1,500	5,500	2,000	南海トラフ(東側ケース)	350	1,300	470
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	1,700	1,800	1,700	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	410	440	410
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	14,000	21,000	14,000	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	3,400	4,900	3,400

(数値の表示方法)：「-」は該当無し、「1000 未満」は一の位を四捨五入、「1000 以上 1 万未満」は十の位を四捨五入、「1 万以上」は百の位を四捨五入

飲料水（リットル）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	29,000	18,000	2,000
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	4,900	2,200	50
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	54,000	39,000	7,100

毛布需要量（枚）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	590	1,800	390
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	680	610	340
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	5,600	6,900	2,800

携帯トイレ・簡易トイレ（回）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	800	1,800	80
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	150	70	0
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	14,000	15,000	1,900

オムツ（乳児・小児）（枚）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	70	250	90
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	80	80	80
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	640	940	640

オムツ（大人用）（枚）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	20	70	30
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	20	20	20
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	190	270	190

生理用品（枚）

対象地震	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ（東側ケース）	110	400	140
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部	120	130	120
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部	1,000	1,500	1,000

4 建築物

(1) 構造別年代別建物棟数（R3調査）

木造

～1950年	1951～ 1970	1971～ 1980	1981～ 1990	1991～ 2000	2001～
668棟	718棟	846棟	1,127棟	2,383棟	1,990棟

非木造

～1981年	1982～	木造・非木造合計
552棟	2,107棟	10,391棟

(2) 建築物被害想定結果

想定地震	液状化		揺れによる被害		急傾斜地崩壊		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊		全壊	半壊
南海トラフ（東側ケース）	12	122	104	285	2	4	-	118	411
首都直下地震M7（立川直下）	2	23	0	1	0	1	-	2	24
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	4	42	140	328	1	2	-	145	372
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	11	107	1,384	1,362	2	3	-	1,396	1,472

5 供給処理施設

・通信被害

携帯電話不通ランク予測結果 延焼による影響最大を考え、冬18時強風時を想定している。

1週間後の不通ランクはEとなり携帯電話の不通は解消されていると予想される。

想定地震	携帯電話の不通ランク			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震（東側ケース）	A	E	E	E
首都直下地震M7（立川市直下）	E	E	E	E
糸魚川ー静岡構造線断層帯（南部区間）	A	C	E	E

＜携帯電話の不通ランク説明＞

ランクA	停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上
ランクC	停電率、不通回線率の少なくとも一方が30%以上
ランクE	停電率、不通回線率がいずれも20%未満

一般電話（固定電話）通信被害予測

想定地震	通信支障回線数（回線）			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震（東側ケース）	19,785	4,954	48	0
首都直下地震M7（立川市直下）	2,118	73	0	0
糸魚川ー静岡構造線断層帯（南部区間）	23,543	10,490	177	0

・電力 影響の大きい夏12時を想定

想定地震	停電人口（人）			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震（東側ケース）	22,333	5,592	54	-
首都直下地震M7（立川市直下）	2,391	82	-	-
糸魚川ー静岡構造線断層帯（南部区間）	26,574	11,841	200	-

・上水道 影響の大きい夏12時を想定

想定地震	断水人口（人）			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震（東側ケース）	10,725	9,965	6,045	697
首都直下地震M7（立川市直下）	220	165	49	-
糸魚川ー静岡構造線断層帯（南部区間）	19,459	18,674	13,356	2,448

・下水道 影響の大きい夏12時を想定

想定地震	機能支障人口（人）			
	直後	1日後	1週間後	1カ月後
南海トラフ地震（東側ケース）	1,236	932	277	47
首都直下地震M7（立川市直下）	430	255	22	22
糸魚川ー静岡構造線断層帯（南部区間）	2,493	2,070	882	110

・LPガス被害予測結果

想定地震	漏洩被害件数（件）
南海トラフ地震（東側ケース）	27
糸魚川ー静岡構造線断層帯（南部区間）	39

*復旧については、個別に契約業者と対応していくことになるため、復旧日数の予測は行っていない。

6 社会機能被害

応急住宅需要量予測結果

対象地震	応急住宅必要戸（戸）
糸魚川ー静岡構造線断層帯 南部区間	570

注）県による算出方法 全壊・半壊棟数から応急仮設住宅の必要量を算定したもの。

医療機能支障 医療機能支障予測については、死者数が最大となる冬朝5時のケースを対象としている。（対象：山梨県内全域）

なお、医療機能支障は過去に発生した地震の地震被害に関する統計データ等から被害量を算出した想定であり、必ずしも想定通りの被害が発生するとは限らない。

対象地震	転院患者数	医療対応力不足数 （入院）	医療対応力不足数 （外来）
南海トラフ地震（東側ケース）	490	3,700	20,000
首都直下地震M7（立川市直下）	40	3,000	160
糸魚川ー静岡構造線断層帯（南部区間）	670	4,000	26,000

参考 備蓄物資需要量算出式

項目	前提とする被害量	算出式
①飲料水	断水人口	断水人口×1日×3リットル
②食料	避難所避難者 避難所外避難者数	（避難所避難者数+避難所外避難者数）×1日1人3食
③乳児用粉ミルク	避難所避難者 避難所外避難者数	（避難所避難者数+避難所外避難者数）×0歳人口比率×1人1日当たり必要量140g
④毛布	避難所避難者数	避難所避難者数×1人当たり必要枚数2枚
⑤携帯トイレ・簡易トイレ	避難所避難者 避難所外避難者数	（避難所避難者数+避難所外避難者数）×断水率×1人当たり使用回数5回/1日（※1）
⑥おむつ（乳児・小児用）	避難所避難者 避難所外避難者数	（避難所避難者数+避難所外避難者数）×0～2歳人口比率×1人1日当たり必要量8枚
⑦おむつ（大人用）	避難所避難者 避難所外避難者数	（避難所避難者数+避難所外避難者数）×必要者割合0.005（※2）×1人1日当たり必要量8枚
⑧生理用品	避難所避難者 避難所外避難者数	（避難所避難者数+避難所外避難者数）×12～51歳女性人口比率×1人1期間（7日間）当たり必要量30枚×1/7×1/4

※1：仮設トイレの処理能力は、1台1日あたり携帯トイレ・簡易トイレ250個分（50人×5回=250）とみなした（避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン、内閣府、平成28年4月より）。※2：大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したものの（中央防災会議幹事会（2016））

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくりの推進

総務課	商工観光課
建設課	

市は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 道路施設等の対策

県が実施した「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、本市においては地震による急傾斜地や崖の崩壊に関する危険が指摘されており、それに伴って道路破損の被害の発生が予想される。

危険箇所指定区域には、標示板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、危険区域の保全を図る。

1 道路の整備

市長は、地震発生時における道路機能を確保するため、市道について定期的に危険箇所調査を実施し、対策を講ずべき箇所を明確にするとともに、速やかに工事等を実施する。

また、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

2 橋りょうの整備

市長は、地震発生時における橋りょうの確保のために、管理橋りょうについて、国土交通省通達「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋りょうの整備を図る。

また、今後、新設する橋りょうについては、阪神・淡路大震災を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 ずい道の整備

道路管理者は、地震発生時におけるずい道の安全確保のために、管理ずい道について点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

4 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

第2 河川の対策

河川等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっているが、市は、地震発生後、国土交通省及び県が管理する河川施設に異常を発見したときは、速やかに補強等の工事の実施を要請する。

第3 ため池等の対策

本市は、調査によると、2箇所のため池で漏水の危険性が指摘されており、災害の際に決壊流失した場合には、人畜、家屋等に極めて甚大な被害をもたらすため、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、速やかに補強並びに漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理を行うなど予防の万全を期すものとする。

資料編 ○老朽ため池の所在地及び整備状況

第4 液状化災害対策

1 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、市をはじめとする各施設の管理者等は、施設の設置に当たって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

2 小規模建築物の液状化対策

国において作成した指針等を活用して、市は、広報紙、ホームページ等の各種広報媒体を活用して、液状化対策の普及、啓発に努める。

第5 住宅地対策

1 住宅地の整備

狭路で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施して、健全な住宅地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

公園や緑地は、住宅地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難や救助活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。

公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことから、今後も小規模の公園も含めて公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

第6 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

(1) 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、各地区の自主防災会と連携した初期消火体制の確立を図る。

(2) 交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力ポンプの整備を図る。

(3) 危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。

(4) 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水はもちろん、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

(5) 自主防災会ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

2 緑化の推進

(1) 避難場所等の緑化

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等、また避難路となる街路等は、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常用広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

(2) 災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

第2節 大震火災対策の推進

総務課 消防団 峡北消防

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県、峡北広域行政事務組合消防本部及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、本計画に定めのない事項は共通対策編第1章第4節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 消防力の充実整備

市は、警戒宣言発令時、又は地震発生時速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

第2 自衛消防力の整備強化

消防法第8条、大規模地震対策特別措置法第8条に基づく防火対象物の管理者は、自主安全体制を確立するため消防計画、地震防災応急計画又は地震対策を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、消防機関の活動開始前における防災対策上緊急に必要な設備等を整備するとともに、教育及び訓練を行い、消防機関の活動を円滑にするための措置を講ずるものとする。

第3 救出計画の作成

大規模地震により倒壊した建築物より住民を救出するため、次の計画を作成する。

1 救出資機材の整備

(1) 家屋、建造物等の下敷になった人々の救出を敏速に行うため、バール、ジャッキなどの救出機材とともに、タンカ等の救護に必要な資機材の整備を進める。

(2) 近隣住民による初期救出活動を促すため、発災時には市有資機材を放出し、より迅速な救出活動が行えるようにする。

(3) 自主防災会の整備する資機材の中に、救出に有効な資機材を取り入れるように指導する。

2 消防団の活動体制の整備

消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるので、次の事項について計画を作成する。

- (1) 大規模地震が発生した際の連絡手段指揮系統の確立
- (2) 峡北広域行政事務組合消防本部葦崎消防署との連携方法
- (3) 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生後に平常な交通機関が利用できないときの迅速なる参集体制の確立

第4 大震火災対策の推進

大地震の発生によって家屋、橋りょう、道路等が破壊され多くの被害を生ずるほか、火災による被害も予想される。したがって、これを予防及び軽減するため次の事項を基本にして地域の実情に即した効果的な予防対策を樹立するものとする。

1 初期消火体制の確立

大地震直後の道路の通行不能等の悪条件下で初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、水バケツ、消火器等を整備するとともにその体制を確立する。特に、住民の初期消火活動が行われるよう指導する。

また、消防本部、消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

2 可搬式小型動力ポンプの整備

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、可搬式小型動力ポンプを各地域に配置し、有効活用を図る。

3 消防水利の強化

危険地域を中心に消火栓、防火水槽等の消防水利を増設し、その適正配置を推進するとともに、河川、堀、池等の自然水利は勿論のこと、井戸、工業用水等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてるものとする。

また、耐震性防火水槽の設置を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性防火水槽に改良し水利の確保を図るものとする。

4 破壊消防等による防ぎょ線の設定等

被害想定をもとにし、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について事前に検討し計画をたてる。

5 避難所の設定、適正な避難の勧告・指示及び誘導方法の確立

被害想定をもとにし、安全な避難所を設定して住民にその場所を周知徹底させる。また、被災者への避難の勧告・指示及び誘導についてその時期、方法、範囲、実施責任者等を具体的に検討し避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、警察、峡北広域行政事務組合消防本部及び自主防災組織を中心とした適切な避難誘導體制を確立する。

6 応援協力体制の整備

本市は、近隣市町村と消防相互応援協定を締結しているが、大規模地震発生時にも迅速に応援要請ができるよう、連絡体制の整備を図る。

7 通信連絡体制の整備

震災時の通信連絡体制の確立、非常通信利用の検討、ヘリコプター基地、照明機材の整備を図る。

8 大震火災訓練の実施

大震火災における消火、破壊、救助、通信等の効果的方策を検討し、具体的な計画をもとにした実践的な防災訓練を実施する。特に、自主防災組織を中心とした一般住民の参加を求めて、震災時における初期消火や避難等、身をもって体験するように計画する。

資料編 ○ 消防力の現況
○ 消火栓・防火水槽設置状況
○ 消防計画に伴う火災出動に関する細目協定書

第5 家庭に対する指導

市は、自主防災組織等を通して、また葦崎消防署の協力を得て、家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

- 1 地震防災に関する知識の修得
- 2 家庭における防火防災計画の策定
- 3 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- 4 防災訓練等への積極的参加の促進

第3節 生活関連施設の安全対策の推進

上下水道課 総務課
甲斐警察署 峡北消防

上水道、下水道、電気、交通、電話、通信等の生活を支えるシステムの損壊は、被災者の日常生活に大きな支障が生じるだけでなく、ガス漏れのところに電気が復旧したための火災の発生等、ライフライン関係機関相互の連携も重要であり、各施設の耐震性の向上や復旧の迅速化を推進するとともに、各家庭での簡易ガスボンベの固定など、火災発生要因の除去を図る。

第1 上水道施設安全対策の推進

水道事業者は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- 1 水道水の確保
 - (1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。
 - (2) 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。
- 2 送・配水管の耐震化

令和4年度までに基幹管路の耐震化を完了させるほか送・配水管の敷設に当たっては、耐震適合管を採用するとともに石綿セメント管等構造上脆弱な管路は耐震適合管に更新することにより送・配水管の耐震性の強化に努める。
- 3 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあっては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。
また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努

める。

4 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

5 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、工事用資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整に努める。

6 応急給水用機材の備蓄

市は、応急給水活動を速やかに実施するため、応急給水用機材の整備に努めるものとする。

資料編 ○ 応急給水用資器材等保有状況

第2 下水道施設安全対策の推進

下水道事業者は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため次の対策を実施するものとする。

1 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

2 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

3 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

4 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。

5 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

6 下水処理場、ポンプ場等のまとまった空間を利用し、防災避難所、避難路、防火帯として活用を図る。

第3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 簡易ガス安全対策の推進

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の利用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス利用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

資料編 ○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域一覧

第5 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- (4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- (1) 緊急用の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- (2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

- (1) 容器転倒防止措置の強化
- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓蒙の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話株式会社山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化

(2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等との通信の途絶を防止する。

(1) 災害時優先電話の確保

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震等災害発生時の通信規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

(1) 車載型衛星通信地球局

(2) 非常用移動電話局装置

(3) 移動電源車及び可搬型電源装置

(4) 応急復旧ケーブル

(5) 特殊車両

5 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

(3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第7 鉄道施設安全対策の推進

JR東日本荊崎駅は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全確保

(1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋りょうの維持、補修

イ のり面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

(2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

(3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

(1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。

(2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4節 建築物災害予防計画

総務課	建設課
教育委員会	峡北消防

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第1 建築物の耐震計画

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その設計段階等において審査、確認、指導が行われ、その実効が図られているところである。

しかし、県が実施した「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、想定地震における本市の死傷原因は、ほとんどが建物の倒壊によるものとされている。

このため、市は、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

1 一般建築物の耐震性向上

市では、「韮崎市木造住宅耐震診断事業実施要綱」に基づき、昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建て住宅の無料耐震診断を実施している。耐震診断の結果、住宅に危険性が認められた場合は、耐震改修の実施を勧め、地震時における木造住宅の倒壊による被害の防止に努めるものとする。

2 公共建築物の耐震性の向上

- (1) 市有施設の耐震診断を実施し、補強の必要な建物は速やかに、かつ、計画的に耐震改修を行う。
- (2) 避難、救護及び災害対策活動等の拠点となる学校施設、公的医療機関、社会福祉施設等防災上重要な建築物の計画的な耐震診断を実施する。

3 建築物の耐震性の強化を周知、普及するため、関係者の講習会を開催する。

第2 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。

物 件 等	対 策 実 施 者	措 置 等
電 柱 街 灯 等	道 路 管 理 者	点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
ア ー ケ ード 等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看 板 広 告 物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブ ロ ッ ク 塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設に当たっては安全なものを設置する。
ガ ラ ス 窓	所 有 者 ・ 管 理 者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自 動 販 売 機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹 木 ・ 煙 突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第3 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に、ブロック塀等の倒壊による死者が卓越していた。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていないことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導していく。また、特に通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善や生け垣化等の措置を啓発、推奨していく。

第4 がけ地近接危険住宅移転

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、事前に災害から住民の生命を保護するため、国から必要な補助金交付を受け、また県からの必要な技術指導及び助成により、がけ地近接危険住宅移転事業を実施する。

第5 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。改築に当たっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された市有建物のうち、災害応急活動の拠点となる市役所、避難所となる学校施設、公民館等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

また、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物については、耐震調査を行ったものを中心に、緊急度や建替計画などを考慮するなかで、順次、耐震補強を実施する。

3 建替時等の措置

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものと

4 建物以外の施設の補強及び整備

- (1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。
- (2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

第6 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

市は峡北広域行政事務組合消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

全部班・機関共通

第1 震災時の応急活動体制

市は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施し、総合的調整を行う。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

	震度5弱の地震発生時	震度5強の地震発生時	震度6弱以上の地震発生時
勤務時間内	1 防災行政無線により市内一斉放送を行う。 (1) 地震情報 (2) 地震防災対策 ア 火の始末 イ パニック防止 ウ テレビ等による情報収集 2 市の被害状況等の情報収集	1 左欄の1～2を実施する。 2 必要な場合は、遅滞なく本部を設置する。 3 本部は韮崎市役所に設置する。	1 左欄の1を実施する。 2 可及的速やかに韮崎市役所に本部を設置する。ただし、役所が地震災害により使用不能の場合は、被災状況に応じ適当な施設に設置する。
勤務時間外	第2配備体制により配備につく。	第3配備体制により配備につく。	第4配備体制により配備につく。

第2節 職員配備計画

全部班・機関共通

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

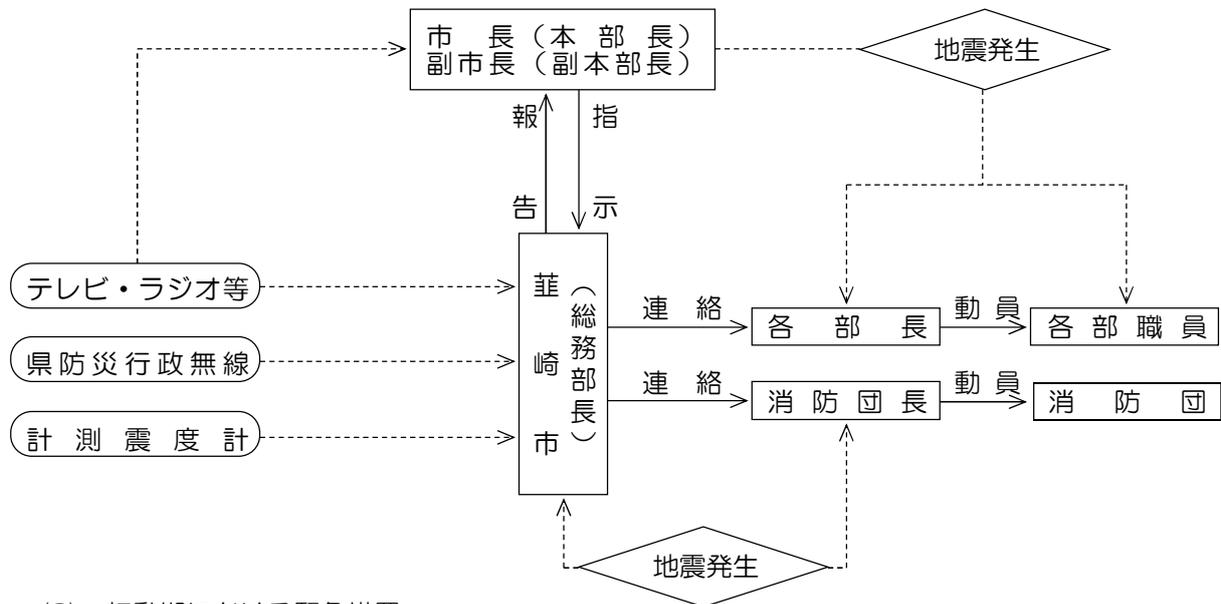
第1 配備及び参集体制

大規模な地震等が発生し、職員の迅速な参集が困難な場合には、先着した職員により、緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。特に市内で釜無川より西側と塩川より東側の地域に居住する職員については、両河川の橋りょうが損壊し、交通不能となる事態が想定されるので、率先して参集する。

1 勤務時間内における伝達及び配備

(1) 伝達方法

- ア 大規模な地震が発生した場合、総務部長は、各部長に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。また、消防団長にも非常配備を伝達する。
- イ 各部長等は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。



(2) 初動期における緊急措置

各部長等は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措置を行う。

2 勤務時間外、休日における配備

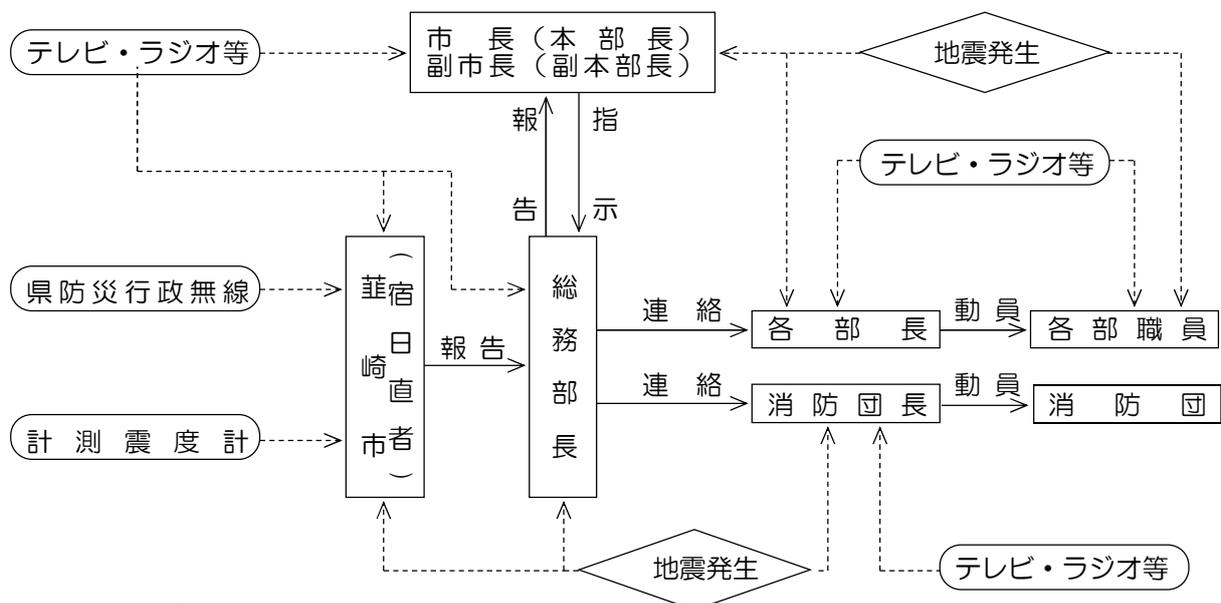
(1) 市職員の対応

職員は、勤務時間外又は休日においても地震が発生し、被害が予測される場合は、あらかじめ定める配備基準に基づき配備該当職員は速やかに市役所に参集するものとする。

なお、参集の際には、「4 参集時の留意事項」に留意するものとする。

(2) 宿日直者の対応

宿日直者は、市役所の被災状況等を確認し、総務部長に速やかに報告する。配備該当職員等が参集するまでの間は、地震情報の収集及び連絡に努める。



(3) 自主参集

震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されるため、全職員は速やかに市役所等に参集するものとする。

なお、震度5強又は5弱の地震が発生した場合は、配備該当職員以外の職員についても、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは夜間等の場合は被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、必要により自主的に参集するものとする。

(4) 配備状況の報告

各部長は、所属職員の参集状況を記録し、総務部秘書人事班を通じて本部長に適宜報告する。

(5) 配備体制の移行

各部長は、(4)に定める緊急対策班による配備体制をもって活動中であっても、職員の参集が大半終了したときは、順次本編成による配備体制に移行する。

(6) 災害活動の相互援助

各部長は、本部長の指示があったときは、自らの部以外の災害活動についても協力する。

(7) 災害活動の報告

各職員は部内の災害活動状況につき把握し、適宜各自の部長に報告する。

3 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

(3) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、指定避難場所などの最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

第2 初動期の活動内容

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- 1 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- 2 災害対策本部の設置準備（ホワイトボード、テレビ、パソコン、ヘルメット、安全ベスト等）
- 3 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- 4 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）

- 5 避難場所の開設（住民の避難状況、指定避難地及び避難所の被災状況の把握）
- 6 ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

↓ 1	↓ 参集準備	全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備にとりかかるものとする。
↓ 2	↓ 人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部等へ参集する。
↓ 3	↓ 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって災害対策本部に参集する。 (2) 各施設等外部の職員の職員は、各自の施設へ直行する。 (3) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの本市出先機関等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
↓ 4	↓ 被害状況の参集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
↓ 5	↓ 被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各部長（又は次席者）に報告する。 (2) 各部長（又は次席者）は被害状況を災害対策本部長（又は代理者）に集約する。
↓ 6	↓ 緊急対策班の編成	先着した職員により、緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務に当たる。
↓ 7	↓ 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

第3節 地震災害情報等の収集伝達計画

総務班 広報班	秘書人事班
------------	-------

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握に努めるものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。ただし、通信手段の障害等により、本庁から情報等を適時に入手できず、緊急やむを得ないときは独自に発表するものとする。

(1) 山梨県に関する地震に関する情報等の種類及び内容

① 震度速報

発表基準：震度3以上

内 容：地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。

② 震源に関する情報

発表基準：震度3以上（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。

③ 震源・震度情報

発表基準：以下のいずれかを満たした場合

- ・震度1以上
- ・津波警報・注意報発表時
- ・若干の海面変動が予想される場合
- ・緊急地震速報（警報）を発表時

内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

④ 推計震度分布図

発表基準：震度5弱以上

内 容：観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

⑤ 長周期地震動に関する観測情報

発表基準：震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合

内 容：地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）

⑥ 遠地地震に関する情報

発表基準：国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※

- ・マグニチュード7.0以上
- ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき

※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。

内 容：地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表。

※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

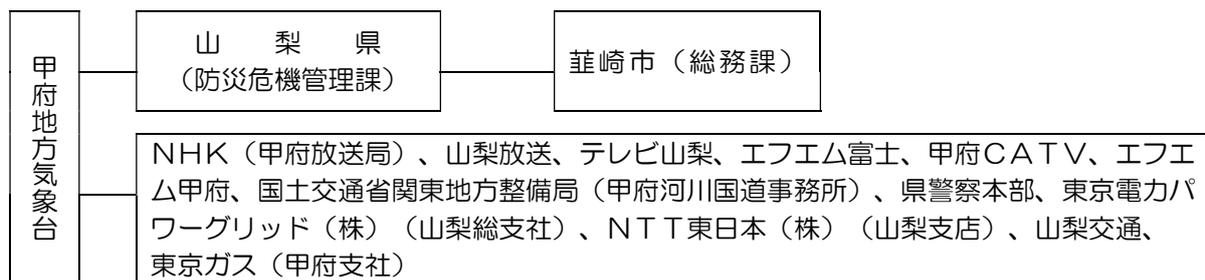
⑦ その他の情報

発表基準：顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など

内 容：顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した

地震回数情報等を発表。

(2) 伝達先



2 地震情報の収集

市は、気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等により一刻も早く入手し、庁内放送、防災行政無線等により職員等に伝達し、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

3 地域住民への地震情報の伝達

地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

伝達内容は次のとおりとする。

(1) 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報

(2) 地震防災応急対策の指示

【指示内容の例示】

- ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
- イ 電話使用を自粛すること。
- ウ テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。
- エ 被害が発生した場合は、地区自治会長等を通じて市に報告すること。
- オ 被害状況に応じて自主防災組織の活動を開始すること。

第4節 被害状況等報告計画

全部班・機関共通

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

第1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、市の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

1 地震情報の収集

市は、地震が発生した際には、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町村の震度・被害状況等を把握するものとする。

2 被害状況の把握

市の情報収集手段を活用して、早期に市内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。

ア 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情報の種類	災害情報収集先
①地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
②火災の発生状況	韮崎消防署、消防団、自主防災組織
③死者、負傷者の状況及び被災者の状況	韮崎消防署、甲斐警察署、韮崎市立病院等市内医療機関、韮崎市医師会、県(県内市町村等の被災状況)
④ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、NTT東日本(株)山梨支店、(社)山梨県エルピーガス協会、市上下水道課、峡北地域広域水道企業団
⑤道路等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	関東地方整備局、中北建設事務所
⑥堤防、護岸等の被災状況	中北建設事務所、消防団
⑦住民の避難状況	施設管理者、自主防災組織、甲斐警察署
⑧学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	市教育委員会、施設管理者、韮崎市医師会

イ 災害時優先電話による収集

市役所等に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員、児童・生徒、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

ウ 自主防災組織からの情報収集

各地域の自主防災組織は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

エ 郵便局からの情報収集

市は、韮崎郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、住民の避難先及び被災状況等の情報を相互に交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

担 当		調 査 事 項
班	調査責任者	
総務部総務班	総務課長	他部、班に属さない一般被害及び応急対策状況の総括
総務部秘書人事班	秘書人事課長	各地域の被害状況
財務政策部財務政策班	財務政策課長	市民交流センターの被害状況、市民バスの運行状況被害
財務政策部税務収納班	税務収納課長	住家被害
市民生活部市民生活班	市民生活課長	火葬場被害
福祉部福祉班	福祉課長	社会福祉関係施設（老人福祉センター、デイサービスセンター）被害
	こども子育て課長	保育園、児童センター被害
福祉部保健班	健康づくり課長	保健福祉センター被害
農政商工部農政班	農政課長	農作物、農耕地、農林業施設被害
農政商工部商工観光班	商工観光課長	所管施設（グリーンロッジ、健康ふれあいセンター、道の駅にらさき）被害、商工関係被害、観光施設被害
建設部建設班	建設課長	公共土木施設、市営・定住促進住宅被害、公園施設被害、農道被害
上下水道部水道班	上下水道課長	上下水道施設被害
医療部医務班	事務局長	病院施設被害
教育部教育班	教育課長	児童生徒等及び学校施設被害 社会教育施設、文化財、体育施設被害

イ 各地区の被害調査

(ア) 担当課による調査

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災組織から速やかに収集する。また、状況によってはあらかじめ定めた区分に従い、担当の部班が担当地区を調査する。

(イ) 調査班による情報収集

大規模な地震が発生した場合には、各課の調査要員の確保が難しいため、必要により調査班を編成して、被害状況の不明な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

第2 情報の取りまとめ

各部班が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務部総務班が取りまとめ、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

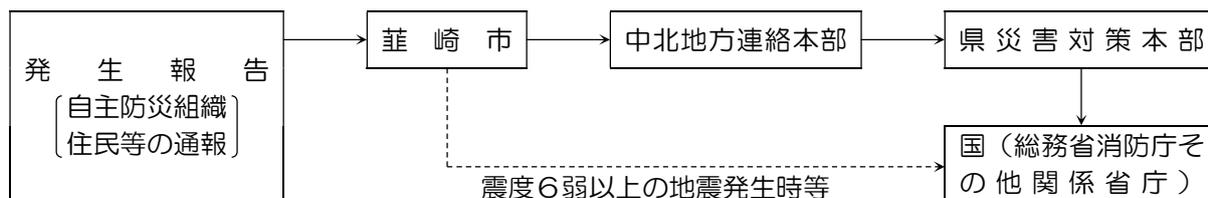
1 報告ルート

(1) 県災害対策本部が設置されているとき及び震度5強以上の大規模地震が発生したとき

本部長は、総務部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は直接即報基準に該当する場合は消防

庁に直接報告するものとする。



県への被害状況等の報告先

	電話番号	FAX番号
県防災危機管理課	055-223-1432	055-223-1439
中北地域県民センター	0551-23-3057	0551-23-3012
中北保健福祉事務所	0551-23-3074	0551-23-3075
中北林務環境事務所	0551-23-3087	0551-23-3097
中北建設事務所峡北支所	0551-23-3061	0551-23-3014
中北農務事務所	0551-23-3077	0551-23-3080

消防庁への被害状況等の報告先

回線別	区分	通常時 (9:30~17:45) ※消防庁震災等応急室	夜間・休日等 ※消防庁宿直室
		電話	03-5253-7527
NTT回線	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
	電話	#-048-500-7527	#-048-500-7782
地域衛星通信ネットワーク	FAX	#-048-500-7537	#-048-500-7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

(2) 県災害対策本部が設置されていないとき

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市	市→県防災危機管理課→総務省消防庁 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">直接即報基準</div>
人、建物 (含む避難)	市	市→県防災危機管理課→総務省消防庁
病院	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→医務課→福祉保健総務課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課
水道、清掃施設	市	市→中北保健福祉事務所→衛生薬務課 →福祉保健総務課→環境整備課
被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会	商工会→商工会連合会→商工総務課
農水産物	市	市→中北農務事務所→農業技術課
農業用施設	市、土地改良事務所	市→中北農務事務所→耕地課→農業技術課
林業関係	市、林務事務所	市→中北林務環境事務所→森林環境総務課

道路、橋りょう、 河川、ダム、砂 防、崖崩れ、下水 道、建築	各 管 理 者	管理者→中北建設事務所 ダム事務所 下水道事務所 ※国（各事務所）→治水課・道路維持課	→各主管理課→道路維持課 →治水課
文 教 施 設	各 管 理 者	市 → 教育事務所 県立学校管理者	→ 教・総務課 → 教・総務課
県 有 施 設	各 施 設 管 理 者	教育委員会関係 企業局関係 上記以外	各管理者 → 教・総務課 各管理者 → 企・総務課 各管理者 → 管財課
ラ イ フ ラ イ ン	各 事 業 者	各管理者→防災危機管理課	

(3) 消防機関への通報殺到時の措置

ア 峡北広域行政事務組合消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに市本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。

イ 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

2 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

3 報告の種類・様式

被害報告の詳細については、共通災害対策編第2章第7節「被害状況等報告計画」の定めるところによる。

資 料 編 ○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第5節 消防対策

総 務 班 消 防 班
峡 北 消 防

大地震発生時には、火災の多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、共通災害対策編第2章第10節「消防対策」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災による次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

1 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防署等との連絡に努めるものとする。

2 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

3 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難地である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難救護のための防ぎょ活動に全力を傾注するものとする。

4 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資器材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

第3 消防活動

1 火災発生状況等の早期把握

市は、電話通報、かけこみ通報、登庁職員、消防団員、自主防災組織等、また消防、警察等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して活動体制を整えとともに、市で把握した災害情報については消防署等防災関係機関に速やかに報告する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

2 非常招集

消防団員の非常招集は、共通災害対策編第2章第10節「消防対策」に定めるとおりであるが、地

震により火災の発生を覚知した場合は、消防団員は自主的に消防詰所に参集し、指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防副団長は市役所に登庁し、災害情報を共有するなど市本部と協働して災害対策に当たるものとする。

3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

(1) 情報収集活動

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、携帯電話、自動車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、市本部、消防署、警察署等に正確に伝達する。

(2) 出火防止措置

地震の発生により、火災などの災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

(3) 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

(4) 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当てを行い、安全な場所に搬送する。

(5) 避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、市本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

4 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

(2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

(3) 電気器具は電源コードをコンセントから外す。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。

(4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。

(5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。

(6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

第4 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

2 県防災ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

なお、県防災ヘリコプターの出動要請方法については共通対策編第2章第3節「県防災ヘリコプターの出動要請計画」に定めるところによる。

第6節 避難対策

総務班	市民生活班	福祉班
長寿介護班	教育班	消防班
峡北消防	甲斐警察署	

共通災害対策編第2章第14節「避難対策」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の避難勧告・指示を待っているだけでは避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することになによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 市の役割

平素から地震発生時における避難方法等を検証し、住民に対し周知徹底を図る。また、地震時には、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災会等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。

3 避難場所への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難地で正確な災害情報等を収集し、また不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

第2 避難場所の定義等

避難場所には、「避難場所」と「避難所」があり、それぞれ目的や対象者等により細かく区分される。第1部共通災害対策部第2章第14節第3避難場所と避難所の定義等（P.107～108）に示すとおりである。

第3 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。

なお、被害が大きい場合は、市への報告のほか次の措置を行う

ア 立入禁止措置

イ 他の避難所の案内図の貼付

(2) 応急危険度判定士によるチェック

(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかかねる場合は、施設管理者は、市本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

市本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

すでに避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全性が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させるものとする。

資料編 ○ 指定避難所一覧

3 職員の派遣

市は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、避難所管理職員として福祉部福祉班職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務に当たるものとする。

4 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

市では、学校施設を避難所に指定しているため、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 要配慮者の保護

地震災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な配慮を必要とする要配慮者は指定福祉避難所へ避難するため、必要なスタッフを確保したうえで開設するものとする。

開設にあたっては市社会福祉協議会、自主防災組織、消防団、要配慮者の介助者、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て要配慮者を移送し、収容するものとする。

指定福祉避難所施設

施設名	所在地	電話番号
老人福祉センター	韮崎市大草町若尾1680	(0551) 22-6944
大草デイサービスセンター こぶし荘	//	(0551) 23-5080
旧なごみの郷穴山 ※1	韮崎市穴山町4411	(0551) 25-6068
韮崎中央体育館 ※2	韮崎市藤井町南下條897番地	

※1…令和7年9月30日まで ※2…令和7年10月1日から

6 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合、避難所倉庫に備蓄する簡易トイレを設置し、それでも不足する場合は他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を図るものとする。

7 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板や更衣室の設置など避難者への配慮を行う。

8 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合には、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

第7節 食料及び生活必需物資供給計画

総務班	税務収納班
市民生活班	福祉班
長寿介護班	商工観光班

共通災害対策編第2章第17節「食料供給対策」及び第18節「生活必需物資等救援対策」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

第1 必要物資の把握

施設管理者、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

第2 食料、生活必需品等の供給

あらかじめ定めた供給計画に基づき、市で備蓄する食料等若しくは、市内業者等から調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、市内で必要物資が確保できない場合は、協定締結市町村、又は県に供給等を要請する。

なお、調達の際には、高齢者など要配慮者の避難状況等を把握して、要配慮者に配慮した調達に心掛けることとする。

<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時における相互援助協力に関する協定書 ○ 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 ○ 災害時における相互援助に関する協定書（山梨県市町会構成市） ○ 災害時における相互応援に関する協定書（中部西関東市町村地域連携軸協議会構成会員市町村）
--

第3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

1 救援物資の調達及び供給

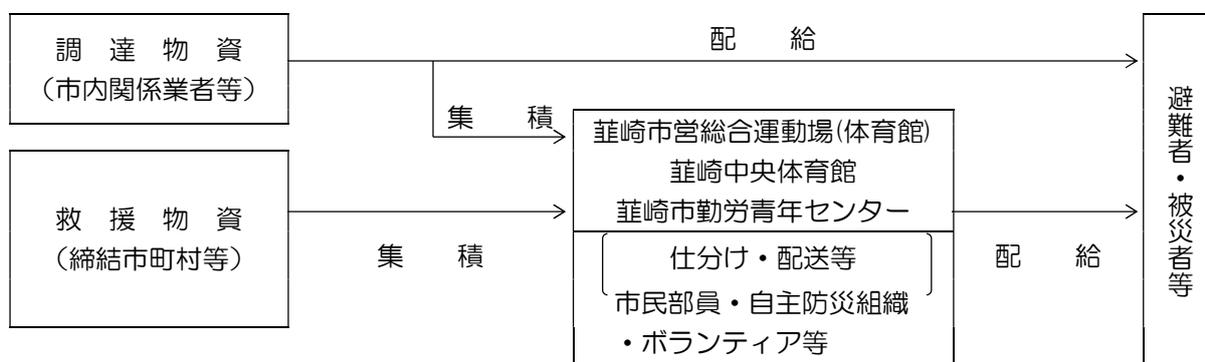
(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

ただし、災害救助法が適用になった場合は、知事の指示により調達するものとする。

対 策 部 班	災 害 内 容
総 務 部 総 務 班	車両の確保及び輸送
市 民 生 活 部 市 民 生 活 班	救援物資等の仕分け、配分
福 祉 部 福 祉 班	救援物資の支給、食料等の配給、炊出しの手配
農 政 商 工 部 商 工 観 光 班	食料、生活必需品、燃料等の確保、調達
教 育 部 教 育 班	救援物資集積場所の設置、運営等の協力

(2) 物資が大量であり、かつ、迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、各地区の自主防災会及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行うものとする。

食料・生活必需品の供給フロー



(3) 避難所における供給計画

甚大な震災により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心掛けるものとする。

区 分	食 料	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生 命 の 維 持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心 理 面 ・ 身 体 面 へ の 配 慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 三 段 階 (自 立 心 の 誘 発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類 テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置

第8節 応急教育対策

教 育 班

共通災害対策編第2章第20節「応急教育対策」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

第1 応急措置

1 教育委員会

(1) 被害状況の把握と救急体制

文教施設における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した

救急計画を立てるものとする。

(2) 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

2 学校

(1) 地震発生後の措置

<p>児童・生徒 在 校 中</p>	<p>1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。</p> <p>2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。</p> <p>3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。</p> <p>4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒をグラウンドへ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合や遠距離通学者の保護について計画を策定しておく。</p> <p>5 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。</p> <p>6 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。</p>
<p>児童・生徒 不在 中</p>	<p>1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。</p> <p>2 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。</p> <p>3 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。</p>

(2) その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

ア 避難所の運営における教職員の役割及び市本部との連携

イ 児童・生徒の安否確認の方法

ウ 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討

エ 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

3 社会教育施設

(1) 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

(2) 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第2 応急復旧対策

1 教育委員会

(1) 施設確保と復旧

施設確保計画に基づき本部と密接な連絡をとり、学校、社会教育施設の確保及び復旧に努めるものとする。

施設確保計画
1 学校の一部が被災した場合 (1) 特別教室、体育館等を使用する。 (2) 二部授業を行う。
2 学校の全部が被災した場合 (1) 公民館、公共施設等を使用する。 (2) 近隣学校の校舎を使用する。
3 特定の地区全体が被災した場合 災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等を使用する。
4 市内全域に大被害を受けた場合 (1) 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設、民間施設等を使用する。 (2) 応急仮校舎を建設する。
5 教職員の確保 (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。 (2) 近隣校との操作を行う。 (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。 (4) 欠員が多数のため、前項の方法が講じられない場合は、県教委に要請し教員配置を行う。

(2) 学用品等の確保

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに速やかに学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給与は、災害救助法に基づいて行うものとする。

(3) 応急の教育計画

応急の教育計画については、学校長と十分連絡をとり、万全を期するよう配慮するものとする。

(4) 応急措置

その他応急措置については、速やかに、かつ、弾力的に行うものとし、復旧工事等の早急な実施を図るものとする。

2 学校

(1) 応急の学校運営

各校の管理運営については、施設の被害状況や児童・生徒の被災状況等を考慮して適宜実施するものとする。

応急の教育計画作成上の留意事項
1 各学校長は、被害の程度と教育の場所、教員の状況等に応じて臨時の学級編制、日課時間の編成、指導計画、教職員の担任計画等を作成する。

- 2 臨時休業の実施及び授業の不可能な事態に対する児童・生徒の学習方法についての指導を行う。
- 3 授業の不可能な事態が長期にわたるときは、連絡方法、組織（登校班、その他）の整備等に工夫を行う。
- 4 一時的に退避等を余儀なくされた児童・生徒との連絡を確保し、再度登校する際に支障が生じないように配慮する。

(2) 学用品等の配布

教育委員会の指示に基づき、学用品の配付や施設の状態に応じて授業再開に努めるものとする。

(3) 給食施設の復旧

給食施設の復旧計画に基づき、施設を整備し、給食用施設・備品の清掃及び消毒を行い、学校給食の再開に努めるものとする。

なお、被災時における施設の状態により、学校給食施設を一時的に市民への炊出し施設として活用することが考えられるので、施設、備品等は被災後直ちに利用できるよう最善の措置をとるものとする。

3 社会教育施設

復旧計画措置に基づき、施設を整備し、利用の再開に努めるものとする。

第9節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

建設班 教育班

共通災害対策部第2章第22節「応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定めるものとする。

第1 応急危険度判定

1 応急危険度判定体制の整備

市は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による応急危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。

2 被災建築物の確認

市は、公共建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震後対策での使用の可能性について判断を行う。

応急危険度判定は、市役所、避難所など、防災上重要な施設から行う。

3 応急措置の実施

市は、応急危険度判定の結果に基づき、被災建築物に対して、使用禁止、立ち入り禁止あるいは応急補強等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

4 応援要請

市内で必要人数の応急危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている応急危険度判定士の出動を要請する。

なお、県への派遣要請に基づく応急危険度判定フローは、別表のとおりである。

5 待機場所

県から派遣される「被災建築物応急危険度判定士」の受入（待機場所）については、以下の施設の空いている個室を候補とする。

- ・市民交流センター
- ・韮崎市役所及び別館

6 広報及び指導・相談の実施

余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して防災行政無線、広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

第2 宅地危険度判定

大規模地震により被災建築物の応急危険度判定を行う前に、立地する宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合は、2次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して、発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

1 派遣要請

市は、宅地の危険度判定が必要となったときは、速やかに県へ「被災宅地危険度判定士」の派遣要請を行う。

2 危険度判定

- (1) 危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行う。
- (2) 調査結果は「調査済」・「要注意」・「危険」の3種類のステッカーを宅地の見やすい場所に表示する。

第3 応急仮設住宅

大規模な地震が発生したとき、震災後、市は、建設業者等の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

1 応急仮設住宅建設用地の確保

県が平成8年に行った「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、本市では、一番被害が大きいもので「釜無川断層地震」が発生した場合には、7,447棟（全体の約53%）、次いで「糸魚川ー静岡構造線地震」で4,786棟（全体の約34%）の建物が全壊若しくは半壊の被害にあうと想定されている。

市は、この想定結果等を踏まえて、災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設できるよう、あらかじめ応急仮設住宅の建設に適した用地を次のとおり選定している。

応急仮設住宅建設用地

施設名	所在地	電話番号
韮崎市営総合運動場	韮崎市本町四丁目9番25号	0551-22-0498
韮崎中央公園芝生広場	韮崎市藤井町北下條2531番地	0551-22-0498
御勅使公園グラウンド	韮崎市旭町上條南割3314番地15	0551-45-7634
峡北広域環境衛生センター 多目的広場	韮崎市龍岡町下條南割1755番地	0551-45-7634
韮崎工業高校第二グラウンド	韮崎市旭町上條南割3294番地8	0551-45-7634

また、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけでは不足する場合には、次の事項等に留意して他の建設用地を選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設する。

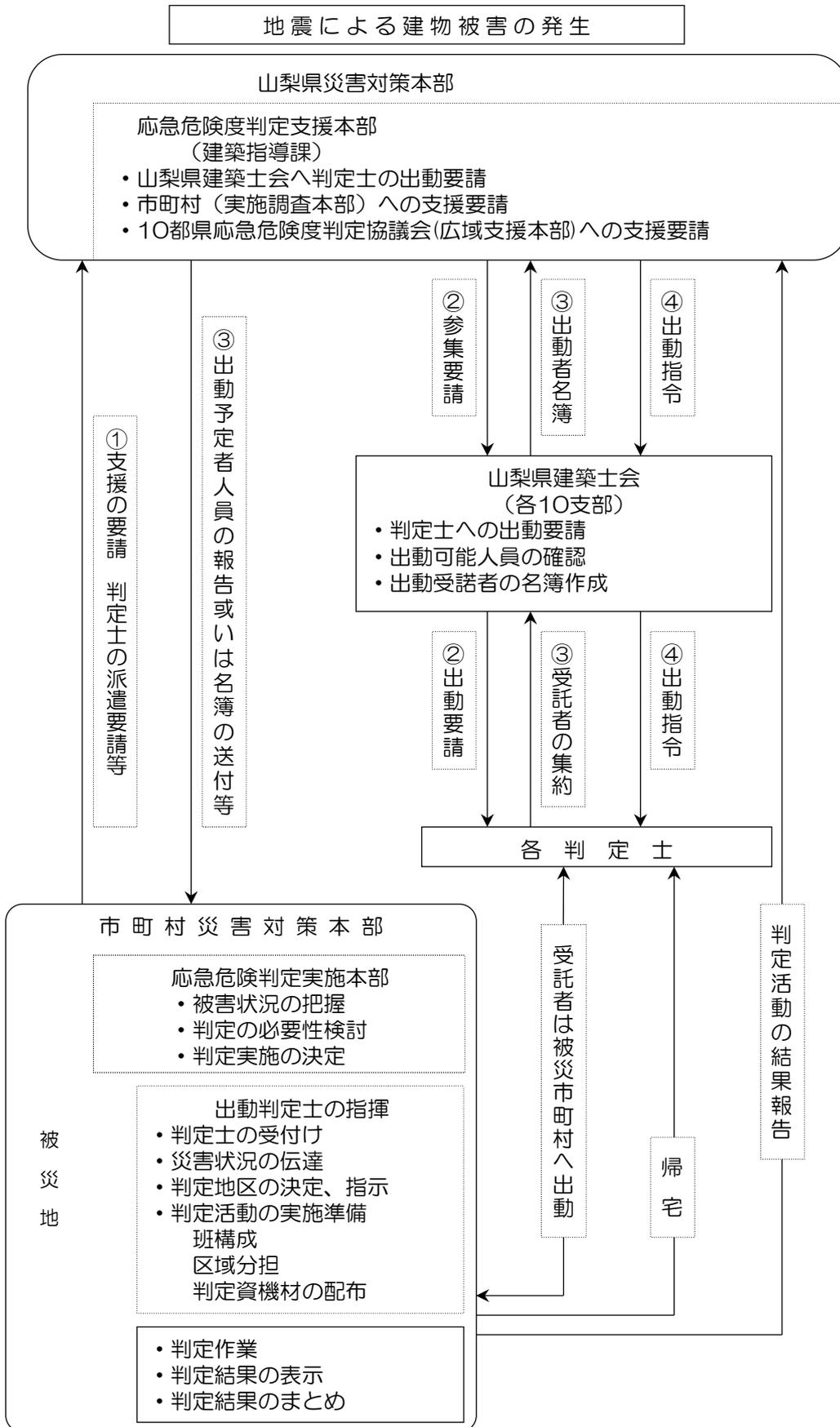
建設用地の選定条件

- 1 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
- 2 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- 3 被災者の生業の見通しがたつ場所
- 4 がけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

2 応急仮設住宅の建設

- (1) 県、市災害対策本部は、必要な応急仮設住宅の戸数及び建設用地を選定し、県建築住宅課へ建設を依頼する。
- (2) 県建築住宅課は建設用地の敷地調査を実施する。(面積、生活用水、電気等)
- (3) 建設業者への工事を発注依頼する。
- (4) 完成後、災害対策本部が入居者を選定。
- (5) 入居

被災建築物 応急危険度判定フロー



第10節 救出計画

総務班	福祉班	長寿介護班
建設班	水道班	医務班
消防班	峡北消防	甲斐警察署

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、共通災害対策部第2章第23節「救出計画」の定めるところによる。

第1 住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生ずることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動に当たるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線通信が途絶した場合には、急使を派遣する等市災害対策本部又は消防署への連絡に努めるものとする。

第3 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材の確保に努めるものとする。

(2) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

なお、自衛隊災害派遣要請方法については、共通災害対策部第2章第5節「自衛隊災害派遣要請

計画」の定めるところによる。

2 救急活動

- (1) 迅速な医療救護活動を行うため、韮崎市医師会と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- (2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して県防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、地震発生時には、安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

4 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うに当たって、各防災関係機関と相互に情報を提供し、効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第 1 1 節 生活関係施設の応急対策

総務班	水道班	下水道班
峡北消防	甲斐警察署	

第 1 水道施設応急対策

水道事業者（市及び峡北地域広域水道企業団）は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

水道事業者が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、水道事業指定工事業者等へ協力を要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

5 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

資料編 ○ 韮崎市水道事業指定工事業者一覧

第2 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

下水道管理者（市）が定める地震災害対策計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

下水道管理者（市）は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

(1) 応急処置の緊急度及び工法

(2) 処置資材及び作業員の確保

(3) 設計及び監督技術者の確保

(4) 復旧財源の措置

4 広報

下水道管理者（市）は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

資料編 ○ 韮崎市下水道排水設備指定工事店一覧

第3 電気施設応急対策

1 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、他の電気事業者等から緊急融通電力を受電する。

2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。

3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。

第4 簡易ガス施設応急対策

1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。

2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。

4 避難所等に必要な燃料を供給する。

資料編 ○ 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域一覧

第5 液化石油ガス施設応急対策

1 製造施設は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を行う。

2 販売事業者は、（社）山梨県エルピーガス協定が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を

確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。

消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する。

- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

第6 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

1 復旧体制の確立

東日本電信電話株式会社山梨支店長が定める東日本電信電話株式会社山梨支店災害等対策規程に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

2 応急復旧措置

東日本電信電話株式会社山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが予測される場合は、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

ア 衛星通信地球局、加入者系無線装置による途絶の解消（臨時回線の作成）

イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧

ウ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧

エ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第7 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と復旧手配、二次災害のおそれのあるものの早期復旧措置をとる。

1 要員の確保

JR東日本（株）が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

2 広報

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者に要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画は韮崎市地域防災計画の資料編として扱い、地震災害対策部の補足とするものである。

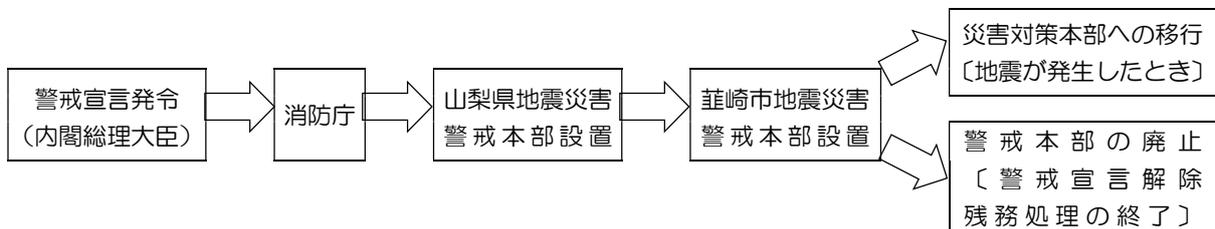
第2節 東海地震観測情報、東海地震注意情報時及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の対策体制及び活動

全課・機関共通

第1 東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の体制

韮崎市は、東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合又は東海地震注意情報が発表された場合は、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関及び住民等の協力を得て、地震防災応急対策の実施に努めるものとする。

地震防災応急対策を遂行するため、地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。



1 韮崎市地震災害警戒本部の設置

市長は、内閣総理大臣から地震に関する「警戒宣言」が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法に基づき県に準じて韮崎市地震災害警戒本部を設置し、大規模な地震災害の発生に備え、地震防災応急対策を実施する。

(1) 警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条の規定により直ちに平常業務を停止し、韮崎市地震災害警戒本部を韮崎市役所内に設置する。

(2) 警戒本部の組織及び編成は資料編「韮崎市災害対策本部組織図」を準用する。

2 韮崎市地震災害警戒本部の廃止

警戒宣言が解除され、かつ、警戒本部で行う残務処理が終了したときは、警戒本部を廃止する。

3 災害対策本部への移行

市長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、市災害対策本部を設置する。なお、警戒本部から災害対策本部に移行する場合の災害対策本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

4 地震防災応急対策要員の参集等

(1) 配備体制の概要は、次のとおりとする。

配備体制の名称	配備基準	配備の内容	配備要員
東海地震観測情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震観測情報が発表されたとき※ (※東海地震の前兆現象について直ちに評価できない場合)	地震災害警戒本部員及び総務課職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。 1 防災行政無線等による住民への広報 2 県、防災関係機関との連絡体制の確保	・総務課職員 ・建設課リーダー以上
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震注意情報が発表されたとき	職員が配備につき、次の事務を行うものとする。 また、東海地震予知情報発表に備え、地震災害警戒本部設置の準備を行う。 1 防災無線等による住民への広報 2 地震災害警戒本部設置準備 3 地震防災応急対策の実施準備 4 避難所開設準備 5 自主防災組織との連絡調整 6 備蓄、必要資機材等の確認 7 幼小中学校の避難行動実施 8 要配慮者への避難行動準備	上記のほか ・財務政策課職員 ・デジタル戦略課職員 ・建設課職員 ・農政課職員 ・商工観光課職員 ・教育課職員 ・福祉課職員 ・こども子育て課職員 ・長寿介護課職員 ・上下水道課職員
警戒宣言配備体制	警戒宣言発令が発令されたとき、又は本部長が指示したとき	地震災害警戒本部を設置し、各部は、地震災害警戒本部の分掌事務に掲げる事務を行うものとする。 主な事務内容は次のとおりである。 1 防災無線等による住民への広報 2 全所属職員の参集状況の把握 3 地震災害警戒本部設置 4 本部員会議開催 5 地震防災応急対策の実施 6 消防団、自主防災組織との連携 7 避難所開設、運営 8 要配慮者への避難行動実施 9 病院、社会福祉施設等の避難行動の実施 10 帰宅困難者、滞留旅客への対応 11 重要公共施設、危険物保有施設の点検	全職員
地震が発生したとき		市は、地震災害警戒本部から速やかに災害対策本部への移行措置をとり、地震災害応急対策を実施する。	(第4配備体制) 全職員

(2) 消防団長は東海地震注意情報が発表された場合、消防団員に参集を命ずるものとする。

(3) 市職員及び消防団員は、地震予知情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに報道に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断により指定された場所に参集するよう努める。

(4) 職員の参集場所は市役所又は所属勤務場所とし、消防団員の参集場所は、各分団詰所とする。

- (5) 公立学校、病院、保育園及びその他市が管理する公共施設の職員参集等については、各施設において定めるところによる。
- (6) 本部長は、参集の状況について、防災機関、公共施設責任者から報告を受けるものとする。

第2 警戒本部の事務

- 1 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
- 2 自主防災組織や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
- 3 避難の準備情報、勧告又は指示
- 4 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設
- 5 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施
- 6 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- 7 救急救助のための体制確保
- 8 その他市内での地震防災対策の実施

第3 災害対策本部の業務

地震が発生し、災害対策本部が設置された場合の業務は、行政編地震災害対策部第3章「災害応急対策計画」及び第5章「災害復旧対策計画」に定めるとおりとする。

資料編 ○ 韮崎市地震災害対策本部条例
○ 韮崎市地震災害警戒本部活動要領

第3節 情報活動

全課・機関共通

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容その他これらに関連する情報等の伝達、指示は、防災関連機関並びに住民に対し、使用可能な手段を講じて迅速かつ円滑に行うものとする。

第1 地震予知に関する情報等の伝達

1 情報の種類及び内容

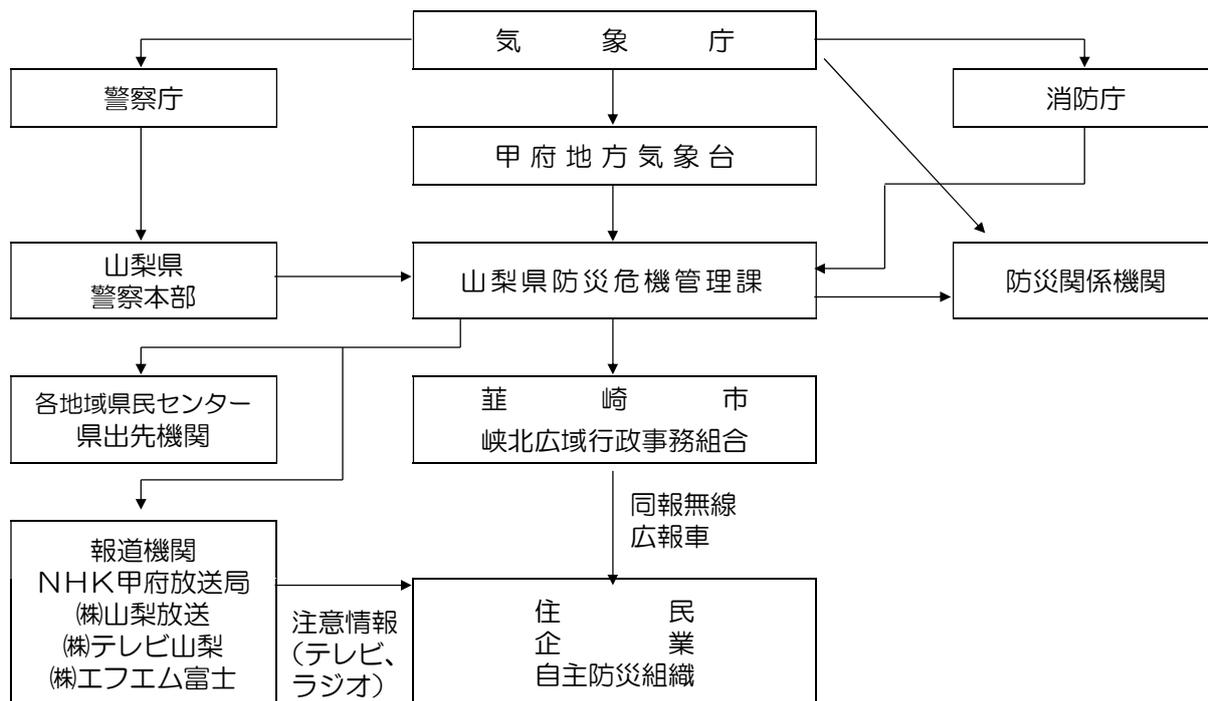
(1) 東海地震観測情報

少なくとも1か所の歪計で観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合等に、気象庁から関係機関に伝達される情報。なお、歪計で観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象とは関係がないことがわかった場合には、「東海地震観測情報の解除（安心情報）」が発せられる。

(2) 東海地震注意情報

2か所の歪計で観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆すべりによるものである可能性が高まった場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報。なお、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合（すべての歪計の変化が収まる等、前兆すべりの可能性がなくなったと認められた場合）には、「東海地震注意情報の解除」が発せられる。

東海地震注意情報（東海地震観測情報）伝達系統



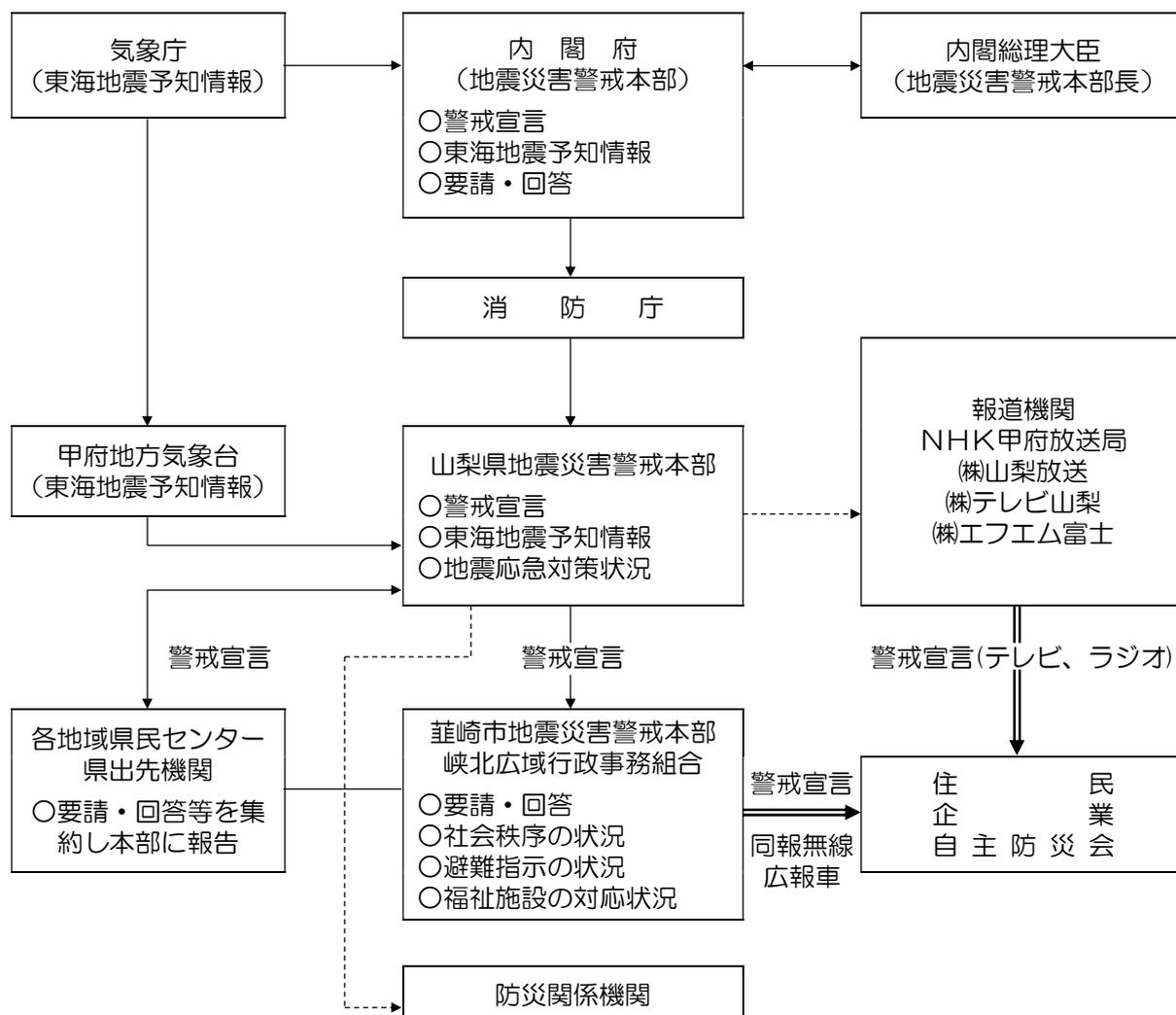
(3) 東海地震予知情報

地震防災対策強化地域に係る大規模な地震（東海地震）の発生のおそれがあると認められたとき（3か所以上の歪計で観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆すべりによるものであると認められた場合）、気象庁から関係機関に伝達される情報。なお、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合（すべての歪計の変化が収まる等、前兆すべりの可能性がなくなると認められた場合）には、「警戒解除宣言（東海地震予知情報解除）」が発せられる。

(4) 警戒宣言

内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めるとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

警戒宣言発令時の情報伝達系統



第2 応急対策実施情報の収集、伝達

1 情報の収集、伝達

県、市、防災関係機関は、相互に連絡をとり東海地震注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

2 収集、伝達の方法、内容の県への報告

市は、次の事項について県警戒本部に報告する。

関係機関名	報告事項
市→中北地域県民センター→県警戒本部	避難状況、救護状況、旅行者数（鉄道、定期バス（施設構内の者を除く））、通行規制等で停滞している車両数
市→中北地域県民センター→県福祉保健部→県警戒本部	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数
市教育委員会→中北教育事務所→県教育委員会→県警戒本部	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している生徒数（高校は、県教育委員会→県警戒本部）
市→中北地域県民センター→県産業労働部→県警戒本部	主要スーパーの営業停止店舗数

第4節 避難活動

総務課	秘書人事課
市民生活課	福祉課
長寿介護課	こども子育て課

第1 避難情報の基準等

警戒宣言発令時における避難情報の発令基準は、次のとおりである。

注意情報の発表時において、避難場所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令時では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の要配慮者の避難を実施することができるものとする。

第2 避難(場)所の定義等

定義等については、行政編共通災害対策部第2章第14節「第3 避難場所と避難所の定義等」を準用する。

第3 市が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる事前避難対象地域は、地震が発生した場合に市長が危険と認める地区とする。

なお、事前避難地区の住民等が避難するための方法については、徒歩によるものとする。

2 事前避難対象地区住民等への周知

市は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 地区の避難地
- ③ 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ④ 避難路
- ⑤ 避難の勧告等と伝達方法
- ⑥ その他必要な事項

3 警戒区域の設定

市長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区に避難の勧告又は指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。

4 自主防災組織への指示

市長は、警戒宣言発令時には自主防災会に対し次の指示を行う。

自主防災組織への指示事項

- ① 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- ② 避難地の確認、避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 収容者の安全管理
- ④ 負傷者の救護準備
- ⑤ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- ⑥ 耐震強度が不十分な建物からの避難を勧める。

5 災害救助法の適用となる避難対策への対応

市長は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

6 外国人等に対する避難誘導等の対応

外国人、外来者等に対する避難誘導等については、状況によっては外国語教師、ボランティア等の協力を得て適切に対応する。

7 帰宅困難者及び滞留旅客対策

帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の対策を実施する。

8 避難所における避難生活の確保

資料編「避難所運営マニュアル」を参照。

資料編	○ 指定避難場所一覧
	○ 避難所運営マニュアル

第5節 防災関係機関の講ずる措置

総務課	財務政策課
福祉課	長寿介護課
商工観光課	市立病院

第1 鉄道（JR東日本萑崎駅）

1 東海地震注意情報が発表されたとき

(1) 市は、防災行政無線、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施し、滞留旅客発生の防止に努める。

ア 不要不急の旅行や出張等の自粛

イ 警戒宣言発令後は運転規制が行われるので、早期帰宅の呼びかけ

(2) 本市の萑崎駅は、警戒宣言発令後の運転規制時における停車駅のひとつであるため、多くの滞留旅客の発生が予想されるので、警戒宣言発令時に滞留旅客の状況を的確に把握できるよう、JR萑崎駅との情報連絡体制を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が寄せられたとき

(1) 本市で発生した滞留旅客については、JR萑崎駅と連絡をとり、人数及び状況等の把握に努め、市による支援が必要と判断した場合は、食料、物資、避難場所等の提供を行う。

(2) 市は、市の施設、避難場所及び協力機関において可能な範囲で徒歩による帰宅支援を実施する。帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の提供等とする。

第2 バス（山梨交通（株）萑崎営業所）

1 東海地震注意情報が発表されたとき

市は、防災行政無線、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施し、滞留旅客発生の防止に努める。

(1) 不要不急の旅行や出張等の自粛

(2) 警戒宣言発令後は運転が中止となるので、早期帰宅の呼びかけ

(3) 臨時バスの増発等、バスの運行状況

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が寄せられたとき

(1) 本市で発生した滞留旅客については、山梨交通（株）萑崎営業所と連絡をとり、人数及び状況等の把握に努め、市による支援が必要と判断した場合は、食料、物資、避難場所等の提供を行う。

(2) 市は、市の施設、避難場所及び協力機関において可能な範囲で徒歩による帰宅支援を実施する。帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の提供等とする。

第3 病院

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合には、耐震性を有するなど安全性が確保されている医療機関以外は原則として外来診療を中止することについて住民への周知を図るものとする。また、これに伴う市立病院及び市内医療機関の診療状況等の情報収集を行う。

資料編 ○市内医療機関一覧

第4 スーパー等

市は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合には、市内のスーパー・小売店舗の営業状況を把握し、広報車、防災行政無線、ホームページ等を通じて住民に対する買占めの自粛など冷静な行動の呼びかけを行うものとする。

第5 市社会福祉協議会

- 1 速やかに地震災害援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- 3 防災ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第6節 交通対策

甲斐警察署

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、市は、交通情報の収集に努め、交通規制の実施状況、運転者のとるべき措置等について防災行政無線、広報車、市ホームページ等により広報を実施するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に把握するため、関係機関、報道機関等との連携強化を図る。

第1 交通規制等

1 基本方針

(1) 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられた時の交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

ア 県内での一般車両の走行は、極力抑制する。

イ 県内への一般車両の流入は、極力制限する。ただし、静岡方面からの流入車両については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

ウ 県外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。ただし、静岡方面へ流出する車両は極力制限する。

エ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保する。

オ 高速自動車道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、県内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

2 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、県警察は、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

- (1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- (2) 緊急輸送路、避難路その他防災上重要な幹線道路
- (3) 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）
- (4) 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- (5) 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- (6) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- (7) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

- (1) 交通規制の実施に当たっては、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。
- (2) 交通規制の実施に当たっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

第2 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 注意情報発表時

ア 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと

第3 道路啓開

警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、交通要所に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

交通検問場所及び配置人員等については、別に定める。

第5 交通情報及び広報活動

警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 注意情報が発表されたときは、運転車等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第7節 事業所等対策計画

総務課 商工観光課

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとし、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

なお、市はこれらの情報が発表された場合、各事業所に対して、従業員及び顧客の安全確保、事業所施設の地震防災応急対策の実施等について呼び掛けを行うとともに、各事業所の営業状況の把握に努める。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
- (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- (3) 施設内の整備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認

2 顧客、従業員等への対応

- (1) 東海地震注意情報の発表の周知、内容の説明
- (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 原則、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
- (2) 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保全措置等を実施する。
 - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施

2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

全部班・機関共通

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する災害からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 南海トラフ地震臨時情報等について

(1) 情報の種類と発表条件

気象庁が、監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や異常な現象を観測した場合に、有識者による「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催して発表する時と、想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した時などに発表する。

ただし、異常な現象が観測されず突発的に南海トラフ地震が発生することもある。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報を発表	(調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（注1）でマグニチュード 6.8 以上（注2）の地震（注3）が発生 ○1カ所以上ひずみ計での有意な変化（注4）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（注4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（注5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測。
	(巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除

		く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報		<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

(注2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで以上レベルを1～3として、以上監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なるプレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

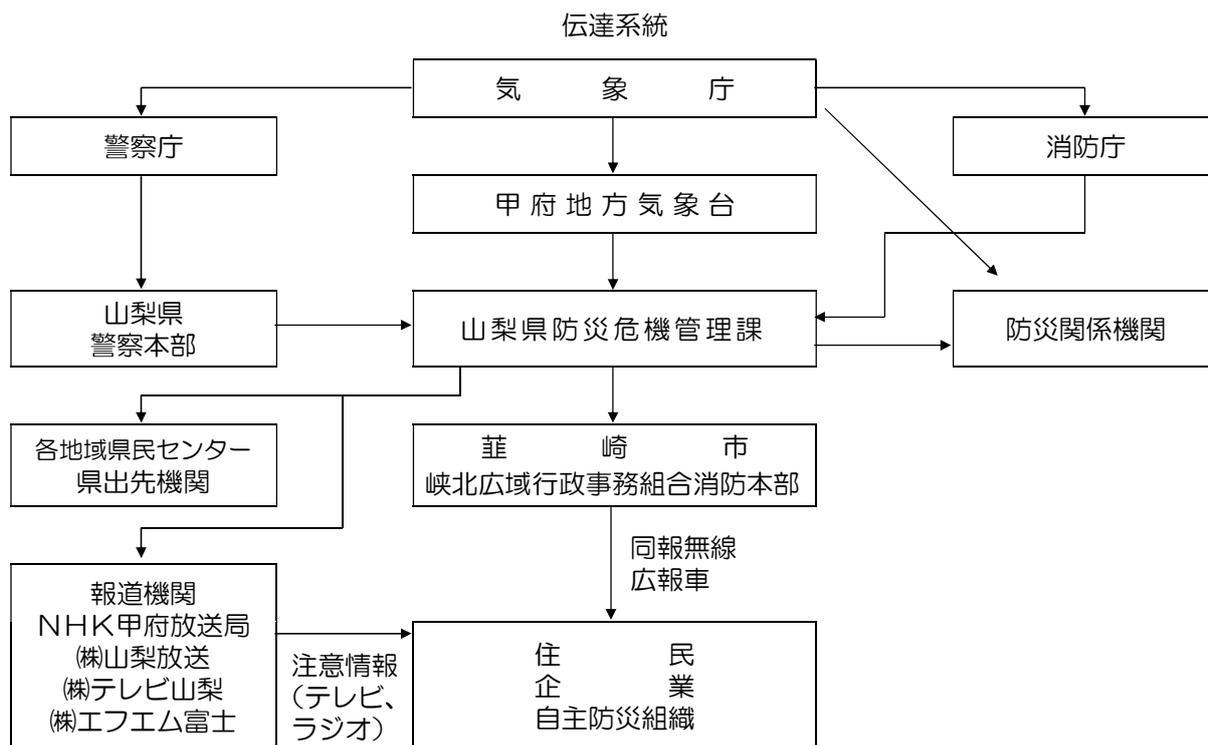
南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくり滑りが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来

から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(2) 南海トラフ地震に関する情報の伝達系統

気象庁から発表される、南海トラフ地震に関する伝達系統は次のとおりである。



第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、総則編第4章第6節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な食糧、飲料生活必需品等の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- (2) 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、韮崎市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等について、第1章第3節第2「防災資機材の整備」のとおりとする。

第2 他機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編に掲載のとおりとする。

資料編 ○ 韮崎市協定一覧

- 2 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第3 帰宅困難者への対応

- 1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報を受けての配備体制

南海トラフ地震に関連する情報が出された場合は以下の体制をとるが、発表される情報により第1配備から第3配備又は巨大地震が発生した場合は第4配備となるため、全職員が警戒するものとする。

配備体制の名称	配備基準	配備の内容	配備要員
第1配備	南海トラフ地震臨時情報(調査中)	地震災害警戒本部員及び総務課職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。 1 防災行政無線等による住民への広報 2 県、防災関係機関との連絡体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課職員 ・建設課リーダー以上
第2配備	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	職員が配備につき、次の事務を行うものとする。 また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表に備え、地震災害警戒本部設置の準備を行う。 1 防災無線等による住民への広報 2 地震災害警戒本部設置の準備	上記のほか <ul style="list-style-type: none"> ・財務政策課職員 ・デジタル戦略課職員 ・建設課職員

		3 地震防災応急対策の実施準備 4 避難所開設準備 5 自主防災組織との連絡調整 6 備蓄、必要資機材等の確認 7 幼小中学校の避難行動実施 8 要配慮者への避難行動準備	・農政課職員 ・商工観光課職員 ・教育課職員 ・福祉課職員 ・こども子育て課職員 ・長寿介護課職員 ・上下水道課職員
配備体制 の名称	配備基準	配 備 の 内 容	配 備 要 員
第3配備	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、又は本部長が指示したとき	地震災害警戒本部を設置し、各部は、地震災害警戒本部の分掌事務に掲げる事務を行うものとする。 主な事務内容は次のとおりである。 1 防災無線等による住民への広報 2 全所属職員の参集状況の把握 3 地震災害警戒本部設置 4 本部員会議開催 5 地震防災応急対策の実施 6 消防団、自主防災組織との連携 7 避難所開設、運営 8 要配慮者への避難行動実施 9 病院、社会福祉施設等の避難行動の実施 10 帰宅困難者、滞留旅客への対応 11 重要公共施設、危険物保有施設の点検	全職員
第4配備	地震が発生したとき	市は、地震災害警戒本部から速やかに災害対策本部への移行措置をとり、地震災害応急対策を実施する。	全職員

資料編 ○ 韮崎市地震災害対策本部条例
 ○ 韮崎市地震災害警戒本部活動要領

第3 避難対策等

1 事前避難の実施

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要に応じて避難指示を行う。避難においては、「共通災害対策部第2章第14節避難対策」に従い実施し、住民が混乱しないよう、十分情報伝達活動を行い、円滑な避難誘導を行うとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病人等の要配慮者に十分配慮する。

2 避難所の運営

避難してきた住民自らが避難所運営マニュアルに基づき開設を行う。災害対策本部等が設置された後に、職員を避難所へ派遣する。

避難所施設を使用している場合は、利用者及び施設関係者は開設・運営に協力するものとする。

第4 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保を重点としてその対策は、第3章第5節「消防対策」第6節「避難対策」によるものとする。

第5 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、第3章第11節「生活関係施設の応急対策」によるものとする。

第7 交通

1 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送路の確保のため交通対策は、第4章第6節「交通対策」のとおりとする。

なお、市は、交通情報の収集に努め、交通規制の実施状況、運転者のとるべき措置等について防災行政無線、にらさき防災・行政ナビ、メールマガジン、SNS、市ホームページ等により広報を実施するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に把握するため、関係機関、報道機関等との連携強化を図る。

2 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ運行するために必要な対応については、事業者が策定した防災業務計画、特に「Ⅱ東海地震編」を準用する。

また、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

第8 市自らが管理等を行う道水路、その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、堰、水路、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、公民館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

- (1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

- ① 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ② 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 利用者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオなど情報を入手するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

ウ 小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

- ① 児童生徒等に対する保護の方法
- ② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

エ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

- ① 利用者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- ② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) 避難所や救護所として使用する学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置を執るとともに、開設する時は必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は第3章第3節「地震災害情報等の収集伝達計画」のとおりとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第2章第8節「広報計画」のとおりとする。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、市有施設の設備点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 指定避難場所及び指定緊急避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設

- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 7 通信施設の整備

- (1) 市防災行政無線
- (2) その他の防災機関等の無線

（整備計画の作成に当たって配慮すべき事項）

計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第5節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の訓練は、市総合防災訓練に実施する等、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県や有識者等に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 職員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等又は、防災協定締結団体と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、機関ごとに行うものす防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地震によって発災する恐れがある土砂災害からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、地域の実態に合わせて地区や自主防災組織単位等で行うものとする。その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、次のような内容の実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。